

# 芦屋町集中改革プラン

28年度改訂版（案）

（平成27年度～平成31年度）

平成28年3月

芦 屋 町

## 目 次

「集中改革プラン」について	1
（１）行政の担うべき役割の重点化	2
・ 民間委託等の推進	2
・ 地方公営企業の経営健全化	2
（２）効率的な行政運営の推進	3
・ 効率的な行政運営の推進	3
（３）定員管理及び給与の適正化	4
・ 定員管理の適正化	4
・ 給与の適正化	4
（４）人材育成の推進	5
・ 人材育成の推進	5
（５）住民との協働の推進	6
・ 住民と行政の協働によるまちづくりの推進	6
（６）公正の確保と透明性の向上	7
・ 行政情報の公開と透明性の向上	7
（７）ＩＣＴ（情報通信技術）の積極的な活用	7
・ ＩＣＴ（情報通信技術）の積極的な活用	7
（８）公共施設のマネジメント	8
・ 公共施設のマネジメント	8
（９）自主性・自律性の高い行財政運営の確保	9
・ 目標管理型行政運営の推進	9
・ 住民ニーズの把握による施策反映	9
・ 経費の節減合理化等財政の健全化	10
・ 補助金等の見直し	12
・ 公共工事の入札・契約方法の見直し	12
・ 自主財源確保の推進	13
（１０）議会	16

## 「集中改革プラン」について

### 1 集中改革プランとは

このプランは第4次芦屋町行政改革大綱に基づき、行財政改革の具体的な取組を示したものです。

### 2 推進期間について

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

### 3 各項目について

- (1) 実施項目・・・・・・・・・・実施事業名
- (2) 実施概要・・・・・・・・・・事業の現況・目的・内容など
- (3) 担当課・・・・・・・・・・担当部署
- (4) 年度欄
  - ア 検討・・・・・・・・・・調査研究・準備期間
  - イ 一部実施・・・・・・・・・・一部実施・一部稼動
  - ウ 実施・・・・・・・・・・実施・稼動
- (5) 目標・効果など・・・・・・・・数値目標の設定、見込まれる効果など

### 4 進行管理について

集中改革プランの実施項目については、PDCAサイクルに基づき見直しを行い、進捗状況を芦屋町行政改革推進委員会、町議会に報告するとともに、広報あしや及び町ホームページにより公表します。

また、本集中改革プランは、必要に応じて実施項目の追加、見直しを行い、改訂版を毎年度作成していきます。

## (1) 行政の担うべき役割の重点化

### ・民間委託等の推進

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	指定管理者制度の導入 担当課：企画政策課	実施	実施	実施	実施	実施	・住民サービスの向上 ・経費の削減
	公の施設の管理運営について、住民サービスの向上や経費削減を目的に、指定管理者制度を導入する。 現在6施設について導入済みであるが、今後未導入の施設について効果等を検証していく。						
2	保育所の民間移譲の推進 担当課：健康・こども課	検討	検討	検討	検討	実施	・住民サービスの向上 ・経費の削減 (数値目標) 31年度 60,000千円削減
	住民サービスの向上及び経費の削減を図るために、指定管理で運営している緑ヶ丘保育所の平成31年度の民間移譲に向けてすすめていく。						

### ・地方公営企業の経営健全化

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	下水道使用料の見直し 担当課：都市整備課	実施 検討	検討 実施	検討	検討	実施 検討	<p>・受益者負担の適正化 (数値目標) 【2627年度当初予算比(税抜き)】</p> <p>収入増額見込額 —(収益的収支計画表より)—</p> <p>27年度 12,500千円 28年度 50,900千円 25,600千円 29年度 45,000千円 20,800千円 30年度 40,500千円 9,000千円 31年度 4,000千円</p>
	<p>住民の福祉の増進かつライフラインである下水道事業は、必要不可欠であり、将来にわたり存続させるため、一般会計から一部補填を受け経営を行っている。</p> <p>しかし、受益者の合理的かつ適正な負担を原則として、独立採算制による経営の健全化を図るため、平成27年度、<b>使用料の改定を実施した。今後は平成3132年度に適正な使用料の改定を実施できるようすすめていく。</b></p>						

## (2) 効率的な行政運営の推進

### ・効率的な行政運営の推進

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	横の連携を可能とする組織づくり 担当課：企画政策課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化</li> <li>・住民サービスの向上</li> </ul>
	各事務事業を実施する中で、ひとつの課だけでは完結できない事業が多くあり、他課との横の連携が不可欠となる。この連携が可能となるよう常に情報共有を図るため、課内会議やグループ会議などを定期的で開催していく。 組織機構や事務事業については事務改善委員会を毎年設置し、事務事業が効果的かつ効率的に推進できる組織づくりを進める。						
2	広域連携の推進 担当課：企画政策課	検討	一部実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な行政運営</li> <li>・住民サービスの向上</li> </ul>
	今後の人口減少社会においても一定の行政サービスは持続していく必要がある。しかし市町村が単独で公共施設等をそろえる「フルセット行政」には限界があるため、核となる都市やその圏域を戦略的に形成していくことが今後求められてくる。国による新たな広域連携の推進が今後展開されていく中で、既存の協議会を中心に、各種事務事業等の広域連携について推進していく。						
3	まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定と推進 担当課：企画政策課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住化、人口減少の歯止め</li> <li>・活力ある芦屋町の創生</li> </ul>
	国は「人口減少克服・地方創生」、「地域特性」に即した課題解決を図ることを目的に、「長期ビジョン」及び「総合戦略」を策定。市町村は国の長期ビジョンを勘案し、人口の現状を分析するとともに、今後目指すべき方向と人口の将来展望を提示した地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとなっている。この総合戦略を策定し、特に人口減少対策に対して具体的な行動計画を策定するものである。 芦屋町の将来の人口展望を踏まえ、地方創生にむけた目標や施策の基本的な方向性を示した「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）」を平成27年度に策定した。今後は、第5次芦屋町総合振興計画・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）との整合を図りながら、芦屋ならではの地方創生を積極的に推進していく。						

### (3) 定員管理及び給与の適正化

#### ・定員管理の適正化

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	職員定員の適正化 担当課：総務課	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	・定員の適正化
	第3次行政改革第2ステージにおける退職者1名に対し1名の採用の考え方を基本とし、事務事業の廃止・縮小、事務処理方法の改善などの合理化の取組や行政需要の動向に応じた定員管理に引き続き取り組む。						

#### ・給与の適正化

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	給与制度の見直し 担当課：総務課	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	・給与の適正化
	給料・手当は、国家公務員の給与制度に準拠することを基本に県及び近隣市町の状況を踏まえ、引き続き適正な給与制度の運用に努める。また、給与等の状況を公表する。						
2	特別職の報酬・費用弁償の見直し 担当課：総務課	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	・報酬額等の適正化
	特別職の給料、報酬及び費用弁償の額については、一般職職員の給料及び近隣市町の特別職の報酬等の額の改定状況を考慮し、適正な報酬等の額について必要に応じて特別職報酬等審議会に諮問し見直しを図る。						

#### (4) 人材育成の推進

・人材育成の推進

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	人事評価制度の運用 担当課：総務課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資質向上</li> <li>・組織の活性化</li> </ul>
	人事評価を実施することで、職員の職務遂行能力を評価・分析し、個々の能力開発、育成を効果的に進め、住民サービスを向上させる。また、上司と部下との良好なコミュニケーションを促進させることで組織全体の活性化を図る。						
2	職員研修の実施 担当課：総務課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資質向上</li> </ul>
	職場における実務研修（OJT研修）の他、各種機関で行われる職員それぞれの職務に応じた一般研修や高度な専門知識や能力を習得するための専門研修、地方分権の推進に伴い必要とされる政策形成能力、法務能力等の向上を図るための研修を積極的に活用し、職員の資質向上に努める。 ※OJT研修（On the Job Training）…職場内で上司、先輩が部下に日常の仕事を通じて必要な知識、技能、仕事への取り組み等を教育すること。						

## (5) 住民との協働の推進

### ・住民と行政の協働によるまちづくりの推進

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	住民参画まちづくりの推進 担当課：企画政策課	実施	実施	実施	実施	実施	・住民参画による協働のまちづくりの推進
	「住民参画まちづくり条例」に基づき、「まちづくりは自治を推進するため、町と住民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進める」とともに、「それぞれの責務と役割のもとに協働してまちづくりを進める」とした基本理念を具現化するための取り組みを進めていく。						
2	自治区担当職員制度の推進 担当課：地域づくり課	実施	実施	実施	実施	実施	・全自治区ごとに将来的な計画を、住民と職員が協働で作成し、その計画に基づいて活動していく。  (数値目標) 計画の策定自治区数 平成30年度 3自治区 ※モデル自治区 平成31年度 27自治区
	住民参画まちづくり条例に基づき、町民と行政が連携して豊かで暮らしやすい「協働のまちづくり」実現のため、すべての職員が地域の活動に参加し、町民による自主的な地域づくりのサポートを目的として、自治区担当職員制度を実施する。						
3	航空自衛隊芦屋基地に対する取り組み 担当課：総務課	実施	実施	実施	実施	実施	・住民参画による協働のまちづくりの推進
	火災時の支援やイベントの支援協力にとどまらず、各種ボランティア事業やコミュニティ事業への参加を要請するとともに、基地との交流の促進を図る。 また、芦屋町基地対策協議会を通じて、隊員の自治区への加入をはじめ各種要望を行う。						



## (6) 公正の確保と透明性の向上

### ・行政情報の公開と透明性の向上

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	パブリックコメントの実施 担当課：企画政策課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透明性、公平性の確保</li> <li>・協働のまちづくりの推進</li> </ul>
	町の政策形成過程の公平性と透明性を確保するとともに、町政への住民参画を促進し、協働のまちづくりを実現するための一つの手法として平成 18 年度に実施要綱を定め推進している。また、意見提出が少ないことから、周知方法などを改善しているが、効果は十分に上がっていない。このため、より意見の出しやすい実施方法や周知方法への見直しを随時進めていく。						

## (7) ICT（情報通信技術）の積極的な活用

### ・ICT（情報通信技術）の積極的な活用

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	第2次芦屋町地域情報化基本計画の推進 担当課：総務課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民サービスの向上</li> <li>・簡素で効率的な行政の実現</li> <li>・協働のまちづくりの推進</li> </ul>
	ICTを活用した行政サービスの充実と情報提供、簡素で効率的な行政の推進、協働による地域情報化を図るため、第2次芦屋町地域情報化基本計画（計画期間：平成32年度まで）に基づき策定した芦屋町情報化アクションプラン前期計画（平成23年度～平成28年度）と今後策定する後期計画（平成29年度～平成33年度）に基づき、具体的な個別事業を推進していく。						
2	社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入 担当課：総務課、関係各課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民サービスの向上</li> <li>・事務の効率化</li> </ul>
	行政を効率化し、住民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するために導入されるマイナンバー制度について、システム改修や個人情報保護評価など、制度導入に的確に対応していくとともに、近隣市町の動向に注視しながら制度活用の検討を行い、事務の効率化や住民の利便性向上を図る。						

## (8) 公共施設のマネジメント

### ・公共施設のマネジメント

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	公共施設等総合管理計画の策定 担当課：企画政策課	実施	実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の適正な維持管理</li> <li>・経費の節減</li> <li>・財政の平準化</li> </ul>
	<p>今後の人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことが予想される。このことを踏まえ公共施設の全体状況を把握し、長期的な視点をもって各施設のあり方を定める「公共施設等総合管理計画」を策定する。</p> <p>なお、当該計画は国の指針に基づくもので、国の「インフラ長寿命化基本計画」を勘案し、各施設ごとに策定している長寿命化計画を包括する計画となる。</p>						
2	長寿命化計画の策定と実施（道路、橋梁） 担当課：都市整備課（土木係）	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の適正な維持管理</li> <li>・経費の節減</li> <li>・財政の平準化</li> </ul>
	<p>道路、橋梁などの公共インフラについて、長寿命化による効果的な修繕やコスト削減、問題箇所の早期発見、ニーズや利用が多い箇所への重点投資などを図るため、長寿命化計画を定期的に策定し、計画的な修繕、改築、更新計画を定めていく。また、それに基づいた計画的で適正な維持管理を行っていく。</p>						
3	長寿命化計画の策定と実施（下水道） 担当課：都市整備課（下水道係）	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の適正な維持管理</li> <li>・経費の節減</li> <li>・財政の平準化</li> </ul>
	<p>下水処理場、ポンプ場、管渠などの下水道施設等について、長寿命化による効果的な修繕やコスト削減、問題箇所の早期発見、ニーズや利用が多い箇所への重点投資などを図るため、長寿命化計画を定期的に策定し、計画的な修繕、改築、更新計画を定めていく。また、それに基づいた計画的で適正な維持管理を行っていく。</p>						
4	町営住宅 管理戸数の縮小 担当課：環境住宅課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な維持管理</li> <li>・経費の節減</li> <li>・財政の平準化</li> </ul> <p>(数値目標) 31年度 107戸削減</p>
	<p>平成26年度末現在797戸の住宅を維持管理しているが、町営住宅の世帯数比率は県内トップ水準にあり、平成23年度に策定した「町営住宅長寿命化計画」に基づき、管理戸数を縮小していく。</p>						

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
5	長寿命化計画の策定（モーターボート競走場） 担当課：事業課			実施	実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の適正な維持管理</li> <li>・経費の節減</li> <li>・財政の平準化</li> </ul>
	芦屋町モーターボート競走場について、コンパクトで効率的な運用を行うことで、開催コストの軽減を図る。また、本場開催の有無にかかわらず施設の一部を行政や地域での行事などに活用することで、地域に開かれた競走場を目指す。そのため、必要な施設の改修、修繕、設備更新を計画的に行うための長寿命化計画を策定する。						

## (9) 自主性・自律性の高い行財政運営の確保

### ・目標管理型行政運営の推進

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	行政評価制度の推進 担当課：企画政策課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民サービスの向上</li> <li>・効率的な行政運営</li> <li>・事務の改善による効率化</li> <li>・組織の活性化</li> </ul>
	平成 26 年度から運用を開始した目標管理制度において、各事業の有効性や必要性を客観的に評価し、事業の適正化・効率化を図り、位置づけを明確にすることにより既存事業の見直しや財政運営の適正化など、PDCAサイクルの確立を図っていく。 また、各事務事業における目標を明確にし、職員個々の能力開発や組織の活性化を図る。						

### ・住民ニーズの把握による施策反映

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	住民アンケートの実施 担当課：企画政策課			実施		実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民ニーズの的確な把握と行政運営への反映</li> <li>・住民参画によるまちづくり</li> </ul>
	各種施策や事務事業などの取り組みに対する住民の評価や今後のまちづくり、各種施策に対する意向などを把握するために、「コミュニティ活動状況調査」を定期的実施し、計画づくりや行政運営に反映していく。						

・経費の節減合理化等財政の健全化

No.	実施項目	年度					備考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	町税徴収方式の変更 担当課：税務課	検討	実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の削減</li> <li>・住民サービスの向上</li> <li>・事務の効率化</li> </ul>
	<p>住民税・固定資産税・国民健康保険税をまとめて年10回で徴収する集合徴収方式では、電算システム共同利用の目的であるコスト削減が実現できないため、税目ごとに徴収する単税徴収方式（全国標準方式）に変更する。</p> <p>なお、変更後の納期は住民税が年4期（6, 8, 10, 1月）、固定資産税が年4期（5, 7, 12, 2月）、国民健康保険税が年9期（7～3月）となる。</p>						
2	予算編成における予算配当制の実施 担当課：財政課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の意識改革</li> <li>・業務（予算編成）の効率化</li> </ul>
	<p>第3次行政改革集中改革プラン第2ステージにおいて物件費を一律カットした配当を行い、配当制について成果を挙げているところである。現状で一律カットは難しい状況であるが、前年度の経常経費との増減比較することで予算編成の効率化が図れるため配当制を継続する。また、職員の意識改革にもつなげる。</p>						
3	財政シミュレーションの公表 担当課：財政課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明責任、透明性の確保</li> <li>・長期的視野による財政の安定化を図る</li> </ul>
	<p>財政の将来見通しを推計するとともに、総合振興計画の実施の確保を図ることを目的に、今後10年間の財政シミュレーションを作成し公表する。なお、社会経済情勢は常に変化しているので、これに弾力的に対応するため、財政計画は毎年度ローリングによる見直しを行うこととする。</p>						
4	統一的な基準による地方公会計の公表 担当課：財政課	検討	検討	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明責任、透明性の確保</li> </ul> <p>29年度 28年度決算の公表 30年度 29年度決算の公表 31年度 30年度決算の公表</p>
	<p>国が進める「統一的な基準による地方公会計」を整備し、財政分析を行ったうえ公表する。</p>						

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
5	退職手当債の一括繰上償還 担当課：財政課	実施					・経費の削減  27年度 退職手当債繰上 償還額 535,962千円  (数値目標) 14,618千円 ※繰上償還しな ければ発生する 利子
	平成19年度から平成22年度に借り入れた退職手当債が経 常収支比率や実質公債費比率等の財政指数を悪化させてい る。 これについて、繰上償還のための資金が確保できる見通し がたつたため一括繰上償還を行う。						
6	遠賀・中間地域広域行政事務組合への提言 担当課：財政課・関係各課	実施	実施	実施	実施	実施	・経費の削減
	遠賀中間地域広域行政事務組合は、中間市及び遠賀郡4町 を構成団体として各自治体の負担のもと、ごみ処理や消防に 関する事務などを行っている。構成団体の一員である芦屋町 として不断の行財政改革を進めている現状から、組合との事 業計画に関する協議などを通して組合事務の見直しや効率 化などについて提言を行う。						
7	バイオマスエネルギー発電システムの導入 担当課：都市整備課	一 部 実 施	一 部 実 施	一 部 実 施	実 施	実 施	・経費の削減  (数値目標) 30年度 1日当たり600kw の発電量  浄化センターの 電力量の約20% を削減する。
	低炭素社会の構築に向けて、浄化センターの汚泥処理から 発生する消化ガス(メタン)を有効利用するため、発電シス テムを導入し、社会全体としての温室効果ガスの削減に寄与 する。 また、発電電力は場内利用し、維持管理費削減に努め る。						

・補助金等の見直し

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	補助金等の見直し	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	検 討 ・ 実 施	・経費の削減
	担当課：企画政策課・財政課・関係各課						
	補助金は、地方自治法第 232 条の 2 により、「公益上必要がある場合」において、補助することができる。各課は補助金等交付基準に基づき、「事業の公益性」、「事業の効果性」、「団体等の運営の適格性」などを審査し、補助金の見直しを行う。						

・公共工事の入札・契約方法の見直し

No.	実施項目	年 度					備 考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	公共工事の入札・契約方法の見直し	検 討	一 部 実 施	実 施	実 施	実 施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費削減</li> <li>・不調防止（入札の迅速化）</li> <li>・透明性・公平性の確保向上</li> <li>・事業所の負担軽減（時間・移動コスト）</li> </ul>
	担当課：財政課						
	<p>公共工事の入札・契約方法（主に制度）については、透明性及び公平性を確保した上で、品質管理、町内業者育成も観点に入れ見直しを行ってきた。今後は事務の効率化及び業者の負担軽減を目的として電子入札の検討を行う。</p> <p>近隣市町の動向を注視し芦屋町に即した制度改正は引き続き行っていく。</p>						28 年からの一部実施、29 年から実施を目標とする。

・自主財源確保の推進

No.	実施項目	年度					備考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	積極的な町有地の売却 担当課：財政課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地売却による収入増</li> <li>・固定資産税の増加</li> <li>・町有地の管理経費の削減</li> </ul> <p>【数値目標】 町有地の売却件数</p> <p>27年度 2件 28年度 2件 29年度 2件 30年度 2件 31年度 2件</p>
	町有地土地台帳の整備を行い、活用策の見出せない売却可能な町有地を抽出し、積極的に売却する。 また、分筆が売却促進の妨げとなっているため、売却手法の見直しを検討する。						
2	土地開発基金の土地の活用・処分 担当課：財政課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地売却による収入増</li> <li>・固定資産税の増加</li> <li>・町有地の管理経費の削減</li> <li>・土地の有効活用</li> </ul>
	土地開発基金は公用のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、公共事業の円滑な執行を図るもの。過去に取得した土地を適正な行政財産として使用するため、所管への売却（買戻し）を促進し、有用な土地は行政財産として使用し、不用品は売却を行う。						
3	がんばれ芦屋町ふるさと応援寄付金の充実 担当課：企画政策課	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保</li> <li>・町の認知度、ファンの獲得</li> </ul> <p>(数値目標) 寄付者数 73名 (31年度)</p> <p>27年度 53名 28年度 58名 29年度 63名 30年度 68名 31年度 73名</p>
	平成20年度から、ふるさとへの思いを持つ人々などが貢献できるよう寄付金を財源とした「がんばれ芦屋町ふるさと応援基金」を設置し、寄付金を財源として事業を行うことにより、歴史や自然環境を活かし、活力ある協働のまちづくりを進めることを目的としている。 また、近年「ふるさと納税制度」によるお礼の品を、その土地ならではの特産品を取り揃え、寄付金獲得と町の魅力発信に繋げている自治体も多く見受けられる。芦屋町においても更なる寄付金の増額のため、お礼の品の研究、拡充、リピーター増加に向けた取り組みを行い、町の貴重な財源のひとつとする。						

No.	実施項目	年度					備考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
4	滞納繰越分の徴収率の向上(税) 担当課：税務課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保</li> <li>・受益者負担の適正化</li> </ul> (数値目標) 町民税、固定資産税、国民健康保険税の合計徴収率 27年度 13.8% 28年度 <del>13.8%</del> 20.7% 29年度 <del>13.9%</del> 20.8% 30年度 <del>13.9%</del> 20.8% 31年度 14.0% 20.9%
	<p>自主財源の確保を推進するため、徴収担当課同士の連携を進め、滞納整理の着実な実施により、徴収率の向上を図る。</p> <p>的確な財産調査を基に、滞納処分(財産差押え)や執行停止を行い、税込確保と徴収率の向上を図る。</p>						
5	徴収率の向上(税) 担当課：税務課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保</li> <li>・受益者負担の適正化</li> </ul> (数値目標) 町民税、固定資産税、国民健康保険税の合計徴収率 27年度 97.6% 28年度 <del>97.6%</del> 98.4% 29年度 <del>97.6%</del> 98.4% 30年度 <del>97.6%</del> 98.4% 31年度 <del>97.6%</del> 98.4%
	<p>自主財源の確保を推進するため、徴収担当課同士の連携を進め、滞納整理の着実な実施により、徴収率の向上を図る。</p> <p>催告、財産調査、滞納処分を行い、早期の滞納事案解決を図る。また、係内研修等により、職員の専門知識修得、徴収技術向上を図ると共に庁内の徴収担当課間で連携した徴収対策を行うことにより徴収率の向上を図る。</p>						



6	徴収率の向上 (住宅使用料)	実施	実施	実施	実施	実施	効果: 自主財源の確保、受益者負担の適正化  (数値目標) 27年度 98.2% 28年度 98.3% 29年度 98.4% 30年度 98.5% 31年度 98.7%
	担当課: 環境住宅課						
	自主財源の確保を推進するため、徴収担当課同士の連携を進め、滞納整理の着実な実施により、徴収率の向上を図る。 常習滞納者に対して、催告、連帯保証人への連絡、訴訟等により徴収の強化をしていく。新規未納者に対しては、早期の電話連絡により滞納の常態化を防ぐ。						
7	滞納繰越分の徴収率の向上(学校給食費)	実施	実施	実施	実施	実施	効果: 自主財源の確保、受益者負担の適正化  (数値目標) 27年度 98.8% 28年度 98.8% 29年度 98.8% 30年度 98.8% 31年度 98.8%
	担当課: 学校教育課						
	自主財源の確保を推進するため、徴収担当課同士の連携を進め、滞納整理の着実な実施により、徴収率の向上を図る。 電話催告、納付相談の案内など積極的な働きかけを実施するとともに、支払督促制度の実施、新規未納者への早期取組み、過年度分の整理、徴収を強化する。						
8	徴収率の向上 (奨学金)	実施	実施	実施	実施	実施	・自主財源の確保 ・受益者負担の適正化  (数値目標) 町民税、固定資産税、国民健康保険税の合計徴収率  27年度 86.0% 28年度 86.2% <del>29年度 86.4%</del> <del>30年度 86.7%</del> 31年度 87.0%
	担当課: 学校教育課						
	自主財源の確保を推進するため、徴収担当課同士の連携を進め、滞納整理の着実な実施により、徴収率の向上を図る。 電話催告、納付相談の案内など積極的な働きかけ、支払督促制度を実施し、過年度分の整理、徴収を強化する。						

No.	実施項目	年度					備考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
9	徴収率の向上（保育料） 担当課：健康・こども課	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保</li> <li>・受益者負担の適正化</li> </ul> (数値目標) 27年度 99.9% 28年度 99.9% 29年度 99.9% 30年度 99.9% 31年度 99.9%
	自主財源の確保を推進するため、徴収担当課同士の連携を進め、滞納整理の着実な実施により、徴収率の向上を図る。滞納処分も含め徴収方法を再検討し、徴収を強化していく。						
10	施設使用料の見直し 担当課：生涯学習課（社会教育係、文化係、公民館係）	検討	検討	実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担の適正化</li> <li>・町内者への公益性充実</li> <li>・施設維持管理費の負担軽減</li> </ul>
	生涯学習課所管の各種施設使用料等について、適正かどうか調査・検討し、見直すことで受益者負担の適正化を図る。また、消費税率引き上げに伴う使用料等の見直しも併せて検討する。						
11	施設使用料の見直し（減免基準の見直し） 担当課：生涯学習課（社会教育係、文化係、公民館係）	検討	検討	実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担の適正化</li> <li>・町内者への公益性充実</li> <li>・施設維持管理費の負担軽減</li> </ul>
	生涯学習課所管の各種施設使用料等について、適正かどうか調査・検討し、見直すことで受益者負担の適正化を図る。また、消費税率引き上げに伴う使用料等の見直しも併せて検討する。						

## (10) 議会

### ・行財政改革の取組状況の報告

No.	実施項目	年度					備考 (効果など)
	実施概要	27	28	29	30	31	
1	行財政改革の取組状況の報告 担当課：企画政策課	実施	実施	実施	実施	実施	
	行財政改革は、執行機関が議会と連携しつつ全庁が一体となって取り組み、住民をはじめ、関係方面の理解と協力により推進できるものである。議会は、行財政改革の進捗状況や結果の報告を求めるなど、執行機関に対する監視機能を高めるとともに、住民の多様な意見を把握し、集約・反映させるための取り組みを進めていただくようお願いする。						